平成２７年（フ）第４４０号
川崎市宮前区神木本町５－２－16　すがやマンション202、住民票上の住所川崎市高津区蟹ケ谷17番地13　日吉ハイツⅠ　203
債務者　森　るみ子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４６０号
川崎市川崎区貝塚２丁目11番２－303号　日ノ出マンション
債務者　宮田　修一
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４７５号
川崎市高津区千年新町45－５－203、住民票上の住所川崎市高津区新作１丁目21番９号　みゆき荘　２Ｆ
債務者　渡辺　信幸
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２７２号
新潟市中央区万代６丁目２番11号　泉アパート203号
債務者　高澤　由美
1　決定年月日時　平成27年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２８０号
新潟市西区小針６丁目１番５号　ハイツサングリーンＣ－203号、前住所新潟市西区新通1960番地　クローバー201号
債務者　朝妻　　誠
1　決定年月日時　平成27年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２８４号
新潟市秋葉区田家３丁目10番44号、前住所仙台市宮城野区蒲生字南城道田27―11　㈲ニッセー内
債務者　ワズミカッター工業こと　阿部　和喜（旧姓和澄）
1　決定年月日時　平成27年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２８９号
新潟県五泉市四ツ屋新276番地
債務者　関塚　　亨
1　決定年月日時　平成27年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２９１号
新潟市中央区関屋本村町１丁目112番地　みやと荘２号
債務者　伊藤　信子
1　決定年月日時　平成27年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２９３号
新潟市東区船江町１丁目24番５－302号、前住所新潟市東区太平２丁目14番地４
債務者　小林　義之
1　決定年月日時　平成27年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２９５号
新潟市南区和泉313番地１　和泉荘Ａ２
債務者　松原うるし工房こと　松原　邦夫
1　決定年月日時　平成27年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２９７号
新潟市西区松海が丘３丁目８番９号　藤美荘
債務者　南波　和樹
1　決定年月日時　平成27年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３０９号
新潟市中央区鐙１丁目１番22号　パンション駅南1825号、前住所新潟県糸魚川市一の宮５丁目８番27号
債務者　清水　　晃
1　決定年月日時　平成27年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７８号
山梨県甲府市音羽町３番６号　クレール音羽105
債務者　丹沢　卓士
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１９３号
山梨県北杜市大泉町谷戸3966番地１　泉コーポ102号、前住所山梨県韮崎市中島１丁目16番29号　斉藤アパート
債務者　山本　康雄
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４２号
長野県須坂市馬場町1200、住民票上の住所札幌市西区宮の沢２条３丁目17番20号
債務者　**花**澤　亮也
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４４号
長野県須坂市墨坂南４丁目７番２－201号
債務者　稲守　正夫
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
長野地方裁判所民事部破産係